島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会設置要綱

平成11年10月12日告示第４号

改正　平成12年10月30日告示第12号　平成20年７月31日告示第11号
平成24年３月27日告示第５号　平成26年６月19日告示第22号
平成26年７月３日告示第26号　平成29年６月９日告示第22号
令和５年３月31日告示第18号　令和８年３月31日告示第６号

（設置）

第１条　介護保険法（平成９年法律第123号）第117条の規定に基づき、要介護、要支援者の人数、要介護者などのサービス利用の意向などを勘案して、被保険者の意見を反映させるための、地域の特性に応じた「介護保険事業計画」を作成することを目的に、島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項の調査審議を行う。

⑴　介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

⑵　介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策

⑶　指定居宅サービス事業者相互間の連携の確保に関する事業、他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

⑷　その他必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

⑴　島原地域広域市町村圏組合議員

⑵　学識経験者

⑶　保健医療関係者

⑷　福祉関係者

⑸　被保険者代表者

⑹　行政機関

２　管理者は、委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を委嘱するものとする。

３　本条第１項第５号の被保険者の代表者は、公募によるものとし、公募の方法は別に定める。

（会長及び副会長）

第４条　委員会に会長１人及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日からその属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

３　委員会の議事は、出席した委員（第３条第１項第６号の委員を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（専門部会）

第７条　委員会に専門的事項を調査、研究するために、専門部会を設けることができる。

２　専門部会の委員は、島原地域広域市町村圏組合構成市町の介護保険、老人福祉、保健衛生の各担当課長、又は、担当者及びその他必要と認められる者の中から構成する。

（謝礼金）

第８条　委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。ただし、委員が島原地域広域市町村圏組合の受託事業者の場合は、この限りでない。

（費用弁償）

第９条　委員会又は第７条の専門部会の委員が、職務を行うために要する旅費を弁償する。

２　前項に基づく委員の旅費額は、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の規定に基づくものとする。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、島原地域広域市町村圏組合介護保険課において処理する。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年10月30日告示第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年７月31日告示第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月27日告示第５号）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年６月19日告示第22号）

この要綱は、平成26年６月20日から施行する。

附　則（平成26年７月３日告示第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年６月９日告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和５年３月31日告示第18号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月31日告示第６号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。